

郵政リストラを許さず、労働運動の発展をめざす全国共同会議

会 則

第1条 (名称) 郵政リストラを許さず、労働運動の発展をめざす全国共同会議
(略称) 郵政全国共同会議

第2条 (目的) 郵政関連職場での諸争議の勝利をめざし組合の違いを超え相互
支援を進める。また、春闘諸行動等を共同してとりくむ。

第3条 (会員) 本会の目的に賛同する個人と団体に構成する。

第4条 (会費) 本会は、年会費個人1,000円、団体3,000円とする。
また、必要に応じて適宜、カンパをとりくむ。

第5条 (役員) 本会運営のために次の役員を置く。
共同代表2名、事務局長1名、事務局次長1名、運営委員若干名

第6条 (運営) 年一回総会を開催し、役員選出、年間方針、予算を審議する。
必要に応じ諸行動を展開するために運営会議を開催する。
日常的な事務運営を進めるために事務局会議を開催する。

第7条 (事務所) 本会の事務所は、当面、郵政ユニオン本部に置く。
東京都豊島区上池袋2-34-2

付則 この会則は、2023年5月13日から施行する。

会の趣旨に賛同し会員になります。右の個人か団体かを○で囲んでください。【個人・団体】

・氏 名

・住 所

・所 属

・電話&メール